

農薬概説 2022

－2021 年度版からの主な改正内容－

情勢や統計資料など、2022 年 4 月 1 日現在の最新のデータに更新しました
主な改正部分は次のとおりです。

第 2 章 植物防疫行政

1. 農業と植物防疫
 - (2) 6) 令和 …… 情勢を追記、囲み記事(GAP)を最新情勢に更新
3. 病害虫発生予察事業
 - (3) 3) ドローン等を用いた発生状況調査 …… 項目を新たに追加
 - (5) 指定有害動植物の見直し …… 最新情勢を追記
4. 防除事業
 - (1) 2) 現在進められている防除対策事業 …… 最新情勢に更新
 - (2) 緊急防除 …… 最新情勢に変更
5. 農林水産航空事業
 - (2) 1) 事業の歴史 …… 最新の実績に更新
 - 2) 安全対策等 …… 図 2-4「無人航空機の利用実績」を追加
6. 植物検疫 …… 最新の情勢を追加し更新

第 3 章 農薬行政

3. 農薬の登録
 - (2) 登録の手続きと審査の仕組み …… 図 3-1「農薬の登録審査の流れ」を更新
 - (2) 5) 人に対する影響に関する試験成績 …… 最新の通知内容に更新
 - (3) 農薬の再評価制度 …… 項目を新たに追加

第 5 章 農薬の一般知識

3. 農薬の物理化学的性状と作用機構
 - (2) 作用機構 …… 新たに追加された薬剤を追記、等

第 6 章 農薬のリスク評価と安全性

3. 農薬リスクの実態
 - (3) 農薬の一日当たり摂取量の実態 …… 最新調査結果に基づき本文、表 6-5、6-6 を更新
 - (4) 環境中における残留実態 …… 囲み記事「各種基準と検出実態」を最新内容に更新

第 7 章 農薬の安全・適正使用

3. 安全使用のための知識
 - (1) 農薬のラベル表示事項 …… 表 7-1、図 7-1、7-2 を最新情報に変更

第 8 章 施用技術

3. 空中散布 …… 無人ヘリに関し最新情勢に更新
7. ドリフト低減技術 …… ノズルの噴霧状況写真を追加

第 9 章 病害虫・雑草とその防除

1. 病害
 - (5) 病害の防除方法 …… 項目を組み直し、情報を追加
2. 害虫
 - (1) 3) バイオタイプ …… 項目を新たに追加
4. 植物の生育調節 …… 表 9-11「使用目的一覧」を最新に更新

農薬概説 2022 正誤表

「農薬概説 2022」の 83、84、147 ページの記載に誤りがありました。お詫びして訂正させていただきます。

83 ページ囲み記事「食品衛生法」の条文 第四条

【誤】

第四条 この法律で食品とは、すべての飲食物をいう。ただし、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和 35 年法律第 145 号）に規定する医薬品及び医薬部外品は、これを含まない。（以下略）

【正】

第四条 この法律で食品とは、すべての飲食物をいう。ただし、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和 35 年法律第 145 号）に規定する医薬品及び医薬部外品及び再生医療等製品は、これを含まない。（以下略）

84 ページ囲み記事「食品衛生法」の条文 第十四条

【誤】

第十四条 厚生労働大臣は、前条第一項の食品の成分に係る規格として、食品に残留する農薬、飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律第二条第三項に規定する飼料添加物又は医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第二条第一項に規定する医薬品であつて専ら動物のために使用されることが目的とされているもの（以下この条において「農薬等」という。）の成分である物質（その物質が化学的に変化して生成した物質を含む。）の量の限度を定めるときその他必要があると認めるときは、農林水産大臣に対し、農薬等の成分に関する資料の提供その他必要な協力を求めることができる。

【正】

第十四条 厚生労働大臣は、前条第一項の食品の成分に係る規格として、食品に残留する農薬、飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律第二条第三項に規定する飼料添加物又は医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第二条第一項に規定する医薬品であつて専ら動物のために使用されることが目的とされているもの（以下この条において「農薬等」という。）の成分である物質（その物質が化学的に変化して生成した物質を含む。）の量の限度を定めるとき、同法第二条第九項に規定する再生医療等製品であつて専ら動物のために使用されることが目的とされているもの（以下この条において「動物用再生医療等製品」という。）が使用された対象動物（同法第八十三条第一項の規定により読み替えられた同法第十四条第二項第三号ロに規定する対象動物をいう。）の肉、乳その他の生産物について食用に供することができる範囲を定めるときその他必要があると認めるときは、農林水産大臣に対し、農薬等の成分又は動物用再生医療等製品の構成細胞、導入遺伝子その他厚生労働省令で定めるものに関する資料の提供その他必要な協力を求めることができる。

*なお、巻末 資料 20 食品衛生法の条文に誤りはありません（317、318 ページ）。

147 ページ 3.安全使用のための知識 (2)農薬の保管 3 行目

【誤】

毒物の場合は赤字に

【正】

毒物の場合は赤地に